

学校教育法の一部を改正する法律案参照条文

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。））、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。））、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の第二項の大学の学科について同様に定める者の認可を受けなければならない。号に定める者の認可を受けなければならない。一 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学 文部科学大臣
二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県の教育委員会
三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園 都道府県知事
四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十一条の十九第一項の指定都市の設置する幼稚園については、前項の規定は、適用しない。
前項の幼稚園を設置する者は、第一項に規定する事項を行うときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

第十四条 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学については文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

第十五条 削除

第五十一条の九、第十八条の二、第二十一条、第二十八条第二項から第十一項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読み替えるものとする。

前項において準用する第四十四条又は第四十五条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第五十一条の四の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第五十一条の五中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第六十条の二 大学の設置の認可を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第六十五条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第六十七条 大学院に入学することのできる者は、第五十二条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

(略)

第六十八条の二 大学(第五十二条の大学に限る。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする。

(略)

学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。前項の大学は、短期大学と称する。

(略)

第七十条の十 第二十八条第八項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三及び第六十九条の規定は、高等専門学校に、これを準用する。

会とする。

(法第六十条の二の審議会等で政令で定めるもの)
第四十二条 法第六十条の二(法第七十条の十において準用する場合を含む。)の審議会等で政令で定めるものは、大学設置・学校法人審議会とする。

学校教育法施行規則(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)

第六十六条 大学(大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。)の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)及び大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)の定めるところによる。
短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)の定めるところによる。

第六十八条 学位に関する事項は、学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)の定めるところによる。

第七十条 学校教育法第五十七条第二項又は第六十七条第一項本文の規定により、大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)の専攻科又は大学院への入学に關し、第五号及び第六号については、大学院への入学に係るものに限る。
一 学校教育法第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者
二 外国において、学校教育における十六年(医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年(医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年)の課程を修了した者

四 文部科学大臣の指定した者
五 学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学院において、

六 大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

七 学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳)に達したものと認められた者で、二十二歳(医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程又は大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
(略)

第七十条の二 学校教育法第六十七条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達したものの
- 五 その他大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第七十二条の二 高等専門学校設備、編制、学科、教育課程、教員の資格に関する事項その他高等専門学校の設置に関する事項については、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の定めるところによる。

大学院設置基準（昭和四十九年六月二十日文部省令第二十八号）

（大学院の課程）

- 2 大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。
- 2 大学院には、修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。

（修士課程）

- 3 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的とする。
- 2・3 （略）

（博士課程）

- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 2・5 （略）

（専門大学院）

- 31 専門大学院には、高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程を置くことができる。
- 2 前項に規定する修士課程を置く大学院は、当該修士課程に関し、専門大学院と称することができる。

- 五 役員に関する規定
 - 六 評議員会及び評議員に関する規定
 - 七 資産及び会計に関する規定
 - 八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
 - 九 解散に関する規定
 - 十 寄附行為の変更に関する規定
 - 十一 公告の方法
- 2
3 (略)

(寄附行為変更の認可)
第四十五条 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- (私立専修学校等)
第六十四条 第五条第二項、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校について、第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立各種学校について、それぞれ準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「第一条第一項各号に掲げる事項」とあるのは「学校教育法第八十二条の八第一項の都道府県知事の権限又は同法第八十二条の八第一項において読み替えて準用する同法第十三条の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「第五条第一項各号」とあるのは「第六十四条第一項において準用する第五条第一項各号」と読み替えるものとする。
- 2
3 (略)
- 4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
- 5
7 (略)

(類似名称の使用禁止)
第六十五条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第六十四条第四項の法人は、この限りでない。

- 第六十六条 次の各号の一に該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。
- 一 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
 - 二 第三十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
 - 三 第四十七条の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
 - 四 第五十三条及び第五十四条第二項の規定に違反したとき。
 - 五 七 (略)

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則

- 1 第十條第二項第一号及び第四項、第十五條並びに第十九條第二項第一号の規定中学校法人のうちには、第二項の期間中は、財団法人を含むものとする。
- 2 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人が学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同條の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続き、当該学校を設置することが出来る。
- 3 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に対して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。
- 4 第五條第一項第一号中「開設廃止」とあるのは、当分の間、「開設廃止並びに同法第一百五條の規定による通信教育の開設廃止」と読み替へるものとする。
- 5 文部大臣は、昭和五十六年三月三十一日までの間は、大學設置審議会及び私立大學審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、私立大學の設置、私立大學の学部又は学科の設置及び私立大學の收容定員の増加に係る學則の変更に ついての認可は、しないものとする。
- 6 この法律施行後最初に任命される私立學校審議会及び私立大學審議会の委員のうち、半数（委員の定数が奇数に定められた場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数）の者の任期は、第十二條第一項（第二十四條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、二年とする。
- 7 前項の規定により任期を二年とする委員は、くじで定める。
- 8 學校法人及び第六十四條第四項の法人が有しなればならない施設及び設備に關しては、第二十五條第二項（第六十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に學校の施設及び設備の基準に關して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。
- 9 この法律施行の際現にその名稱中に學校法人という文字を用いてゐる者は、第六十五條の規定にかかわらず、この法律施行後三月間は、なお従前の名稱を用いることができる。
- 10 第四條第二号、第五條、第六條、第八條第一項、第九條第二項、第十條及び第五十九條の規定中私立學校には、當分の期間、學校教育法第二百二條第一項の規定により學校法人以外の者によつて設置された私立の學校（以下「學校法人立以外の私立の學校」という。）を含むものとし、第五十九條の規定中學校法人には、當分の間、學校法人立以外の私立の學校を設置する者を含むものとする。